

経費配分方式

医療法人等に係る所得金額の計算書 記載要領（経費配分方式）

（平成 27 年 3 月）

目 次	
・ この計算書の用途等	1 ページ
・ 社会保険診療所得算出表（表 1）の記載要領	2 ページ
・ 診療収入金額の内訳（表 2）の記載要領	7 ページ
・ 経費の内訳（表 3）の記載要領	10 ページ
・ 特別損益等の内訳（表 4）の記載要領	12 ページ
・ 別紙 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分	13 ページ

この計算書の用途等

(1) この計算書は、静岡県に主たる病院・診療所等を有する①医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下、①、②を「医療法人等」といいます。）が、法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を静岡県に提出する場合において、経費配分方式を選択する場合に、添付してください。

(2) 次に掲げる法人は、この計算書の添付は不要です。

- 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等
- 所得配分方式による計算を選択する医療法人等
- 法人税の申告において租税特別措置法第 67 条第 1 項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下「特例適用法人」といいます。）

なお、特例適用法人は、「所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）」の「備考」欄に「特例適用法人」と記載するとともに法人税の明細書別表十(七)を提出してください。

お願い

● 確定申告書を提出する場合は次の書類を必ず添付してください。

- 1 地方税法施行規則第六号様式別表五……………確定申告書用紙に同封
- 2 社会保険診療所得金額算出表(表 1～4)……………確定申告書用紙に同封
- 3 決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- 4 法人税申告書別表一(一)
- 5 " 四
- 6 " 五(一)
- 7 " 五(二)
- 8 " 六(一)
- 9 雑益、雑損失等の内訳書

- 平成 18 年医療法改正法附則第 10 条第 2 項に規定する医療法人（経過措置型医療法人）から持分の定めのない社団医療法人等に移行した場合は、資本金又は出資金がないものとして取扱います。変更後の定款の写しを添付して、所管の県財務事務所へ異動届出書の提出をお願いします。

ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/>

静岡県経営管理部税務課

社会保険診療所得金額算出表（表1）の記載要領

この表は、法人事業税の課税所得を算出するために用いるものです。

- 1 社会保険診療所得金額算出表（表1）（以下「表1」といいます。）の記載要領は、次のとおりです。

(1) 収入の各欄

「医療事業収入金額」とは、課税標準となる所得金額を算定すべき事業年度を通じて、医療事業に関し収入すべき一切の収入金額の合計額をいい、表1の「診療収入金額①」と「その他付随収入金額②」との「小計③」をいいます。

ア「診療収入金額の社会保険」の欄には、「診療収入金額の内訳 表2」（以下「表2」といいます。）の計(1)欄の金額を移記します。

イ「診療収入金額の一般」の欄には、「表2」の計(2)欄の金額を移記します。

ウ「その他付随収入金額②」の欄には、「表2」の「その他付随収入金額の内訳」の計を移記します。

エ「その他事業収入金額④」とは、例えば商品販売業、資産・物品等貸付業など（以下「その他事業」といいます。）の収入金額の合計額をいいます。

なお、その他事業と医療事業とを併せて行っている場合の課税所得の算出は、両事業における益金の額と損金の額に区分して計算し、区分された医療事業の所得等については、さらに課税所得の算定の方法によって社会保険診療以外の所得等を算定し、これをその他事業の所得等と合算して事業税の課税標準額とします。この場合、両事業に共通する損益金で区分困難なものは、それぞれの事業の収入金額によりあん分し算定してください。ただし、その他事業が医療事業に比して、社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、かつ付帯事業として行われていると認められる場合は、両事業ごとに区分経理をしている場合を除き、その他事業収入金額を、表2の「その他付随収入金額の内訳」に含めて記載してください。

この場合において「軽微なもの」の判定は、その実態に則して行いますが、一般にその他事業の売上金額が医療事業の売上金額の1割程度以下である場合には「軽微なもの」として取扱います。

また、「付帯事業」とは、医療事業の性格等によって必然的にそれに関連する事業をいい、医療事業の目的を遂行するため、又は患者等の便宜に資するため医療事業に伴って行われる事業も含めます。

(2) 経費の各欄

経費の各欄は、まず医療事業に係る経費とその他事業経費とに区分します。医療事業にかかる経費については、社会保険診療と一般診療等区分明瞭な経費（以下「専属経費」という。）とそれ以外の経費（以下「共通経費」といいます。）に区分し、さらに、専属経費については「社会保険診療収入に係る専属経費」と「一般診療収入等に係る専属経費」とに区分し、共通経費については医療等の給付につき直接要した経費（以下「医療直接費」といいます。）とそれ以外の経費（以下「一般管理費等」という。）とに区分して、それぞれ次に掲げるところにより記載します。

ア 「専属経費の社会保険」の欄には「経費の内訳 表3」（以下「表3」といいます。）の1 専属経費(1)社会保険診療の計を移記します。

イ 「専属経費の一般」の欄には「表3」の1 専属経費(2)一般診療等の計を移記します。

ウ 「共通経費 医療直接費⑦」には「表3」の2 共通経費(1)医療直接費の計を移記します。

エ 「共通経費 一般管理費等⑧」には「表3」の2 共通経費(2)一般管理費等の計を移記します。

オ 「その他事業経費⑨」には、その他事業収入を稼得するために要した費用で、明確に区分できる経費を記載します。

なお、医療事業とその他事業とに共通する区分困難な損益がある場合には、それぞれの収入金額によりあん分します。

カ 共通経費の医療直接費及び一般管理費等の「社会保険」、「一般」の欄は、次により算出した金額を記載します。

(ア) 医療直接費

$$\text{医療直接費} \times \text{共通損益あん分率} = \frac{\text{B（「表1」の②7欄）}}{\text{A（「表1」の①欄）}}$$

＝社会保険診療に係る経費（社会保険の欄）（円未満切捨て）

医療直接費－社会保険診療に係る経費＝一般診療に係る経費（一般の欄）

※共通損益あん分率

$$\frac{\text{社会保険診療収入}}{\text{社会保険診療収入} + \text{一般診療収入}} = \frac{\text{B（「表1」の②7欄）}}{\text{A（「表1」の①欄）}}$$

小数点以下の数値は、あん分される経費等の額のうち、最も大きい額のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の数字を切り捨ててください。

(例) あん分される経費等の額のうち最も大きい額が、一般管理費等⑧の「214,321,337円」の9けたである場合

$$\frac{B}{A} = \frac{522,412,031}{587,446,931} = 0.8892922976 \leftarrow \text{小数点 10 けた目以下を切り捨てる。}$$

(イ) 「医療直接費」以外の共通経費（「特別損益等」の共通損益、「税務計算」の加算減算、「法 72.23.1 ただし書」の加算減算についても、この方法により算出します。）

$$\text{共通損益} \times \text{共通損益あん分率} = \frac{B' \text{ (「表 1」の ㉔ 欄)}}{A' \text{ (「表 1」の ㉓ 欄)}}$$

= 社会保険診療に係る損益 (社会保険の欄) (円未満切捨て)

共通損益 - 社会保険診療に係る損益 = 一般診療等に係る損益 (一般の欄)

※ 共通損益あん分率

$$\frac{\text{社会保険診療収入 } B' \text{ (「表 1」の ㉔ 欄)}}{\text{社会保険診療収入} + \text{一般診療収入} + \text{その他付随収入 } A' \text{ (「表 1」の ㉓ 欄)}}$$

小数点以下の数値は、医療直接費のあん分率と同様に、あん分される経費等の額のうち、最も大きい額のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の数字を切り捨ててください。

(例) あん分される経費等の額のうち最も大きい額が、一般管理費等⑧の「214,321,337円」の9けたである場合

$$\frac{B'}{A'} = \frac{522,412,031}{594,822,733} = 0.8782650729 \leftarrow \text{小数点 10 けた目以下を切り捨てる。}$$

(3) 特別損益等の各欄

特別損益等の各欄には、「特別損益等の内訳 表 4」(以下「表 4」といいます。)の計を移記します。

(4) 税務計算の各欄

税務計算の各欄には、表 4 「税務計算 (法人税法施行規則別表四) の内訳」の計を移記します。

「税務計算後の所得金額㉓」の欄は、添付書類「法人税法施行規則別表四」の「総計 30」の欄の金額と一致します。

なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印を付けて記載してください。

(5) 法 72. 23. 1 ただし書の各欄

法 72. 23. 1 ただし書の各欄には、添付書類「地方税法施行規則第六号様式別表五」の〔小計⑦及び「小計⑮－外国の事業に帰属する所得⑰」〕をそれぞれ移記します。

(6) 所得金額の各欄

「所得金額⑳、㉑、㉒」の各欄は、添付書類「地方税法施行規則第六号様式別表五」の「再仮計⑳」、「社会保険等に係る医療の所得㉑」、「所得金額差引計㉒」の欄とそれぞれ一致します。

なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印を付けて記載してください。

2 課税所得（「表 1」の㉓欄）の算出方法

(1) 課税所得は次により算出します。

社会保険診療収入（「表 1」の㉔欄）＋

社会保険診療専属益金＋

共通益金 × 共通損益あん分率 $\frac{B' \text{（「表 1」の㉕欄）}}{A' \text{（「表 1」の㉖欄）}}$

－（社会保険診療専属経費

＋ 医療直接費 × 共通損益あん分率 $\frac{B \text{（「表 1」の㉔欄）}}{A \text{（「表 1」の㉗欄）}}$

＋ 共通損金 × 共通損益あん分率 $\frac{B' \text{（「表 1」の㉕欄）}}{A' \text{（「表 1」の㉖欄）}}$)

＝社会保険診療所得

総所得（「表 1」の㉘欄）－社会保険診療所得（「表 1」の㉙欄）

＝課税所得（「表 1」の㉚欄）

(2) 「その他事業」と「医療事業」とに共通する区分困難な損益がある場合の課税所得は、次により算出します。

社会保険診療収入（「表 1」の㉔欄）＋

社会保険診療専属益金＋

共通益金 × $\frac{\text{（「表 1」の㉕欄）}}{\text{（「表 1」の㉖欄）}}$

$$\begin{aligned}
& - \text{（社会保険診療専属経費）} \\
& \quad + \text{ 医療直接費} \times \text{共通損益あん分率} \frac{\text{B} \text{（「表1」の⑳欄）}}{\text{A} \text{（「表1」の㉑欄）}} \\
& \quad + \text{ 共通損金} \times \frac{\text{（「表1」の㉒欄）}}{\text{（「表1」の㉓欄）}} \text{）}
\end{aligned}$$

= 社会保険診療所得

総所得（「表1」の㉔欄） **— 社会保険診療所得**（「表1」の㉕欄）

= 課税所得（「表1」の㉖欄）

※ 社会保険診療収入（「表1」の㉗欄） =

共通収入（医療事業及びその他事業） ×

社会保険診療収入

_____（共通収入
総収入（社会保険診療収入＋一般診療収入＋その他付随収入＋その他事業収入） 除く。）

+ 社会保険診療収入（区分経理）

診療収入金額の内訳（表 2）の記載要領

この表は、医療法人等の収入金額を収入科目ごとに記載し、表 1 の明細として添付するものです。

各科目の収入金額は、次により記載します。

(1) 「社会保険診療収入」の各欄

地方税法第 72 条の 23 第 2 項の規定による益金の額に算入しないこととされている社会保険等関係法律の規定に基づく療養等の給付（以下「社会保険診療収入」といいます。）について収入計上した金額を法律ごとに記載します。

この場合、これらの社会保険診療収入金額には、被保険者又は組合員が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等）を含みます。

なお、介護保険サービスのうち「社会保険診療」に含まれるか否かについては、別紙「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」に一覧表で示すとおりです。

(2) 「一般診療収入」の各欄

前記(1)に記載した社会保険診療収入以外の医療等の給付について収入計上した金額を記載します。具体的には以下のものが挙げられます。

- ① 社会保険の対象とならない傷病又はその予防に関する医療等の一般診療収入
- ② 労働者災害補償保険法（労災保険）、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、自動車損害賠償保険法等の規定に基づく療養の給付により支払いを受けた金額
- ③ 入院ベッド寝具代金等差額収入
社会保険診療の対象とならない入院料及びベッド代等、社会保険分との差額相当分
- ④ 食事代差額収入
社会保険診療の対象とならない患者の食事代で、社会保険分との差額相当分
- ⑤ 診断書料
健康診断、入院証明、主治医意見書等に係る収入金額
- ⑥ 受託技工、検査料等
歯科技工の受託等、人間ドックによる検査等に係る収入金額
- ⑦ 医療相談収入
学校又は企業等との契約に基づいて行う健康相談等について支払いを受けるべき収入金額

- ⑧ 健康診断、予防注射等受託医療収入
学校又は企業等との契約に基づいて行う健康診断又は予防接種等について、支払いを受けるべき収入金額
- ⑨ その他の一般診療収入
上記①～⑧までに類する収入金額又はそれ以外の一般診療収入金額

(3) 「その他付随収入」の各欄

「その他付随収入金額」の各欄は、医療事業に付随して生ずる収入を記載するものであること。具体的には以下のものが挙げられます。

なお、医療事業と医療事業以外のその他事業とを併せて行っている場合において、その他事業が社会通念上、医療事業とは別に独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、かつ医療事業の付帯事業として行われているときは、その他事業の収入金額であってもこの欄に記載します。ただし、その他事業と医療事業に係る損益計算が、区分経理により行われている場合には、その区分計算に従って課税所得金額を算出することとなるので、その他事業はこの欄には記載しないでください。

- ① 売店売上
患者等の便宜に資するために院内に設けた売店の売上に係る収入金額
- ② 雑収入
- ③ 受取利息及び受取配当金
所得税法第174条第1号及び第2号に規定する利子等及び配当等に係る収入金額並びに従業員等に対する金銭貸付により支払いを受けべき利息等に係る収入金額をいいます。
社会保険診療収入金額に係る受取利息について、社会保険診療に関連する収入であることが明瞭であっても、社会保険診療収入には含まれないので、ご注意ください。
- ④ 職員（従業員）、付添人の給食収入
職員（従業員）、付添人から経費の一部又は全部に相当する分として徴収している給食代金
- ⑤ 付添人ベッド寝具代収入
患者の付添人のベッド寝具代
- ⑥ 不用品売却収入
レントゲン等の廃液の売却等に係る収入金額
- ⑦ 固定資産賃貸収入
土地・建物等の賃貸収入金額
- ⑧ 補助金及び助成金
救急医療等の補助金等(医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料等を含みます。)

なお、建物の建設等に係る補助金（法人税の所得の算定上、損金算入が認められるもの）、雇用に対する補助金等については、「特別損益等の内訳 表4」の欄に記載してください。

⑨ 生産品等販売収入

作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること又は物品等の加工又は修理等により支払いを受けるべき収入金額

⑩ 電話、電気、ガス、テレビ、寝具等の使用料収入

公衆電話、電気、ガス、テレビ又は寝具等の使用料に係る収入金額

⑪ 事務取扱手数料

医療法人等が地方団体に公費負担に係る請求事務を行うことに対して、支払われる手数料収入金額

⑫ 介助手数料

地方団体の医療費助成制度等に基づいて行う介助・補助に対して、支払われる手数料収入金額

⑬ その他の付随収入

上記①～⑫までに類する収入金額又はそれ以外の医療事業に付随して生ずる収入金額

経費の内訳(表3)の記載要領

この表は、医療法人等の収入を稼得するために要した費用を、科目ごとに専属経費、共通経費（医療直接費、一般管理費等）に振り分けて記載し、表1の明細として添付するものです。

「社会保険診療」と「一般診療等」とに区分が明瞭なもの（専属経費）については区分し、それ以外のもの（共通経費）については、表1でそれぞれの診療部門の収入金額によりあん分して算出します。

各科目ごとの経費は、次により記載します。

(1) 専属経費の各欄

① 「専属経費の社会保険診療」の欄

社会保険診療に係る収入を稼得するために要した費用として明確に区分できる経費を記載します。（貸倒損失等）

② 「専属経費の一般診療等」の欄

一般診療等（前記①の社会保険診療に係る収入以外の収入をいい、表2の一般診療収入金額及びその他付随収入金額をいいます。）に係る収入を稼得するために要した費用として明確に区分できる経費を記載します。（貸倒損失、法人事業税、消費税等）

なお、「その他付随収入金額」に計上した職員給食収入、付添人給食収入、付添人ベッド寝具代収入及び固定資産賃貸収入等に対応する経費については、職員等から収入した負担額を限度としてこの欄に計上できるものとしますが、その場合は、当該計上額を（2）共通経費の各欄に重複して計上しないよう留意してください。

(2) 共通経費の各欄

共通経費は、「医療直接費」と「一般管理費等」に区分して記載してください。「医療直接費」と「一般管理費等」に区分することが困難な場合は「一般管理費等」に記載してください。

ア 医療直接費の各欄

医療等の給付につき直接に要した費用で、社会保険診療分と一般診療分とに区分が困難な経費を記載します。具体的には以下のものが挙げられます。

① 役員報酬、給料・手当、退職金、法定福利費

医師、薬剤師、看護婦、歯科技工士、栄養士、助手等医療に直接従事する者及び給食賄人に係る経費

医療直接費と一般管理費等に区分困難な役員の報酬（給料）等については、明確に区分できる医療従事者（医療直接費）とその他の職員（一般管理費等）との「給与割合」又は診療収入金額とそれ以外の収入金額との「収入割合」であん分するなど妥当な方法で行ってください。

② 給食費

患者用の給食材料費。例えば給食数であん分する等妥当な方法で行

ってください。

- ③ 減価償却費
医療機械、診療用車両・運搬具等に係る経費
- ④ 衛生費
シーツ等クリーニング料、医療廃棄物処理料等
- ⑤ 医療用機械等賃借料
医療用機械、患者用の寝具等の賃借料
- ⑥ 薬剤費
期首棚卸高に当期受入高を加え、期末棚卸高を控除して算出します。
- ⑦ 医療用消耗品費
医療に直接的に使用される診療用材料費
- ⑧ 検査料
医療に関する各種検査等に係る経費
- ⑨ 歯科技工等外注費
歯科技工等を外注したことによる支出する経費
- ⑩ その他の医療直接費
上記①～⑨までに類する経費又はそれ以外の医療直接費

イ 一般管理費等の各欄

共通経費のうち医療直接費以外の経費を記載します。具体的には以下のものが挙げられます。

- ① 役員報酬、事務員等給料手当、事務員等退職金、法定福利費
役員、事務員及び雇用人に係る経費
医療直接費と一般管理費等に区分困難な役員の報酬（給料）等については、明確に区分できる医療従事者（医療直接費）とその他の職員（一般管理費等）との「給与割合」又は診療収入金額とそれ以外の収入金額との「収入割合」であん分するなど妥当な方法で行ってください。
- ② 給食費
付添用、職員用の給食材料費。例えば給食数であん分する等妥当な方法で行ってください。
- ③ 減価償却費
建物、事務機械及びその他医療直接費以外のもの
- ④ 衛生管理費
浄化槽清掃（委託）料等
- ⑤ 賃借料
建物、医療に直接的に使用される以外の事務機械等の賃借料
- ⑥ 消耗品費
医療に直接的に使用される以外の一般用、管理用、事務用経費
- ⑦ その他の一般管理費等
上記①～⑥までに類する経費又はそれ以外の一般管理費等

特別損益等の内訳（表４）の記載要領

1 特別損益等の内訳の各欄

この表は、医療法人等の特別損益等を記載し、表１の明細として添付するものです。

ここに計上する益金算入額は、あん分率の算定基礎となる医療事業収入金額には含まれないこととなります。

(1) 益金(特別利益等)

- ① 各種引当金及び準備金の益金算入（戻入）額
当該事業年度の医療事業の所得等の計算上、益金の額として経理したもののうち、各種引当金及び準備金の益金算入（戻入）額
- ② 土地譲渡益及び有価証券譲渡益
これらは、一般専属益金とします。
- ③ 償却資産譲渡(処分)益及び保険解約・満期返戻金
これらは、共通益金とします。
- ④ 収入に計上した国税及び地方税に係る還付金又は充当金(還付加算金は除く。)
- ⑤ 収入に計上した仕入割戻額（仕入額の値引きに相当するもの）
- ⑥ 上記①～⑤に類するもの

(2) 損金(特別損失等)

- ① 各種引当金及び準備金の損金算入（繰入）額
当該事業年度の医療事業の所得等の計算上、損金の額として経理したもののうち、各種引当金及び準備金の損金算入（繰入）額
- ② 土地譲渡損及び有価証券譲渡損
これらは、一般専属損金とします。
- ③ 償却資産譲渡(処分)損
共通損金とします。
- ④ 法人税等充当金繰入
- ⑤ 上記①～④に類するもの

2 税務計算（法人税法施行規則別表四）の内訳の各欄

法人税の税務調整（法人税法施行規則別表四）等により加算又は減算した収入金額等は、医療事業の総収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、それぞれ加算又は減算するものですが、その具体的な取扱いは次によります。

- (1) 当該税務調整等による加算額が医療事業に係る収入金額である場合は、当該収入金額を医療事業の総収入金額に含め、表２の「税務計算により振り替える額」の欄に記載してください。
- (2) 当該税務調整等による加算額が損金の否認額である場合は、医療事業の総収入金額に含めません。
- (3) 「納税充当金から支出した法人事業税」、「受取配当等の益金不算入額」については、「専属一般」の欄に記載してください。

別紙 介護保険法の規定(注1)に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の印字	計上区分		
			社会保険 診療収入	一般 診療収入	
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護 介護予防訪問介護		○	
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○	
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 介護予防訪問リハビリ	○		
	通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)	通所介護 介護予防通所介護		○	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	○(注2)	○(注2)	
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○		
	(ショートステイ)	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 介護予防短期入所老健施設	○(注2)	○(注2)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 介護予防短期入所医療施設	○(注2)	○(注2)
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護 介護予防特定施設生活介護		○	
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○	
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○	
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	介護保健施設	○(注2)	○(注2)	
	指定介護療養施設サービス (療養病床等)	介護医療施設	○(注2)	○(注2)	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス他	種々		○	

(注1) 指定居宅サービスのうち介護療養型医療施設に係る短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、指定施設サービス等のうち介護療養施設サービスについては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条による改正前の介護保険法の規定に基づきます。(同法附則第130条の2第1項)

(注2) 平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「一般診療収入」です。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者介護予防サービス費」も「一般診療収入」です。